

今後の予定

	総務省独法評価 制度委員会	環境省国立研究 開発法人審議会	環境省	国環研
令和 2 年 11 月 26 日 (本日)		第 17 回審議会		
12 月 4 日	独立行政法人評価制 度委員会 (留意事項等 決定)			
令和 3 年 1 月上旬			独法評価制度委員会に 第 5 期中長期目標案の 通知	
2 月中～下 旬	新中長期目標案確認 と環境大臣に意見通 知			
2 月下旬			国環研へ第 5 期中長期 目標の指示	
目標指示後 速やかに				環境大臣へ第 5 期中長 期計画案の認可申請 
3 月末まで			国環研へ第 5 期中長期 計画の認可	

(注) 第 5 期中長期目標の策定及び第 5 期中長期計画の認可にあたっては、主務大臣は、財務大臣に協議しなければならない(独立行政法人通則法第 67 条第 2 号及び第 4 号)とされていることから、財務省への事前説明等の協議に必要な手続も上記スケジュールと並行して行われます。